

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
208	事業者募集に関する資料 37ページ 第6章3(1)	公募対象公園施設及び特定公園施設、指定管理対象施設にまたがって実施する自主事業はどのように扱われますか？	公園全体を活用した催事等を実施する場合、許可区域内は設置管理許可に基づくものとして、指定管理区域内においては指定管理者の自主事業として取り扱います。 収益の考え方については、No.129の回答をご参照ください。	7月21日
209	別添2-1 2ページ 2(1)ア	文化庁への文化財の現状変更協議に必要な資料を教示願います。	主に実施設計図です。	7月21日
210	別添3-1 4ページ 2(2)カ(ア)	過去に指定緊急避難場所、広域避難場所として行った内容、対応をご教示願います。	指定管理者制度導入以降、指定緊急避難場所及び広域避難場所としての対応はありません。	7月21日
211	別添3-2 1ページ 1(2)ア	「(2)緑化の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施 ア 相談業務」について、過去3年間の相談件数とその内容についてご教示願います。	平成30年度:2,331件、令和元年度:2,002件、令和2年度:1,366件 一般的な植物の維持管理方法、病虫害、整枝・剪定方法、育成不良、植付・植替方法、繁殖等に関するご相談をいただいております。	7月21日
212	別添3-2 1ページ 1(2)イ	「イ 講習会・利用プログラム(※)の広報・案内・受付・実施等」について、過去3年間の参加者数についてご教示願います。	平成30年度：74回 1,732人 令和元年度：75回 1,701人 令和2年度：43回 590人 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された講習会等があります。	7月21日
213	別添3-2 2ページ 1(2)オ	現在、園内で活動するボランティア、緑のまちづくり活動団体等の人数や活動内容をご教示願います。	バラボランティア:23名、手をつなごう花の会:20名、緑友168会:23名、園芸緑友会:324名(全て令和2年度末の会員数)、愛護会:2団体。 その他、当日限りご参加いただくボランティアや教育機関、企業等からもご参加いただいております。活動内容についてはNo.170の回答をご参照ください。	7月21日
214	別添3-5	現在、園内に機械警備は設置されていますか。	現地管理事務所(緑化センター及び分室)及び駐車場詰所に導入されています。 詳細につきましては、No.223の回答をご参照ください。	7月21日
215	別添3-7	過去3年間の優先確保の件数や内容をご教示願います。	平成30年度：3件(奏楽堂:写生大会、消防団連合観閲式、3施設:昭和区民まつり) 令和元年度：2件(奏楽堂:写生大会、3施設:昭和区民まつり) 令和2年度：1件(奏楽堂:写生大会)	7月21日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
216	その他	過去3年間の緑化センターの来館者数をご教示願います。	平成30年度：183,231人 令和元年度：176,585人 令和2年度：76,266人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年3月2日から令和2年6月1日まで緑化センターを閉館。	7月21日
217	その他	過去3年間の鶴舞公園の来園者数をご教示願います。	平成30年度：4,330,666人 令和元年度：4,146,440人 令和2年度：1,854,008人	7月21日
218	その他	鶴舞公園来園者数のカウント方法についてご教示願います。	緑化センターの扉センサーで集計した入館者数に一定の係数を乗じて算出しています。	7月21日
219	その他	過去3年間に寄せられた利用者や地域住民からの苦情や要望があれば、ご教示願います。	コロナ禍における公園利用の在り方、園内での喫煙、園内における自転車やスケートボード走行等の取り締まり、鳥への餌やり、イベント等の騒音、トイレ管理等に関するご意見をいただいております。 鶴舞公園管理運営方針(パークマネジメントプラン) ( <a href="https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000060436.html">https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000060436.html</a> )P27～29も併せてご確認ください。	7月21日
220	別添3-2 2ページ 1(3)	過去3年間に制作したパンフレットやチラシなどの広報物の種類と部数をご教示願います。	イベントチラシ・ポスター H30:165,000部 R1:207,000部 R2:2,000部 施設パンフレット・ガイドマップ(日本語版、英語版) H30:6,500部 R1:9,000部 R2:5,000部 行事予定表 H30:12,000部 R1:10,000部 R2:8,000部	7月21日
221	別添3-2 2ページ 1(4)	過去3年間に実施した園内の修繕履歴一覧とその金額をご教示願います。	「別紙1 修繕実績」をご確認ください。 金額について提供の予定はありません。	7月21日
222	別添2-1 22ページ 2(4)	「レンタルサイクルポート(コミュニティサイクル含む。)など公園利用者に限定しない自転車駐車を、認定計画提出者の提案により設置することが可能」とありますが、近隣施設で設置が検討されている施設等がありますか？	近隣施設における動向を本市は把握していません。	7月21日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
223	別添3-2 9ページ 1(4)エ(ア)e	現在どのような警備警報システムを導入されていますか。機械警備や防犯カメラが想定されますが、製品名をお教えてください。また、導入箇所は何か所でしょうか。	以下の機械警備が導入されています。 緑化センター:窓・扉のセンサー、館内の人感センサー、火災受信機、防犯カメラ2台 緑化センター分室:窓・扉のセンサー、人感センサー 鶴舞公園駐車場詰所:窓・扉のセンサー、人感センサー 契約の内容について提供の予定はありません。	7月21日
224	別添3-2 9ページ 1(4)エ(イ)d	消防設備点検の対象内容(数量含む)をお教えてください。	緑化センター:消火器具5本、自動火災報知設備1カ所、誘導灯及び誘導標識8カ所 奏楽堂:消火器具1本	7月21日
225	別添3-2 9ページ 1(4)エ(イ)e	メーカーと台数をお教えてください。	扶桑電機工業株式会社 ドリーム自動ドア DC52PSSIR-N 1台	7月21日
226	別添3-1 8ページ 3(1)ア	廃棄物処理量実績について、不燃ごみとカンビンペットボトルだけ一般廃棄物と産業廃棄物を分けて処理している理由をお教えてください。	イベント実施期間中に排出されたごみについては、産業廃棄物として処理されています。	7月21日
227	別添3-1 7ページ 3(1)ア	電気の契約先及び契約内容をご開示ください。	「別紙2 電気契約の契約内容」をご確認ください。	7月21日
228	別添3-1 7ページ 3(1)ア	指定管理費の支払い実績について、その他消耗品費・備品費の年間実績額と各委託料について項目別に内訳をご開示ください。	金額内訳について、提供の予定はありません。	7月21日
229	別添3-1 7ページ 3(1)ア	修繕費について、直近2年間の修繕内容と金額の開示をお願いします。	No.221の回答をご参照ください。	7月21日
230	別添3-2 8ページ 1(4)ウ(ク)f	駐車場の機械設備等について新たに設置することとありますが、他にも現指定管理者が行っているリース契約があればご開示ください。	各種事務機器(パソコン、パソコンセキュリティー、電話機、印刷機器)及び車両、自家用電気工作物保守管理(遠隔監視)をリース契約しています。	7月21日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
231	別添2-1 3ページ 2(1)イ(イ)①②	「飲食などを楽しむ」との記載がありますが、例えば「マッサージ」なども営業可能でしょうか。また「治療院・接骨院」など医療関係(自由診療)も合わせてご教授いただければと思います。	マッサージ等を提供する施術所、診療所等の医療施設は都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される公園施設ではないため認められません。なお、体育館など運動施設の附属施設(更衣室、シャワー室、用具倉庫など)の一つとしてマッサージ室を設置することは可能と考えます。	7月21日
232	別添2-1 15ページ 2(3)エ(ア)	4の放送設備は無料公衆無線LAN(wifi)を活用した提案でも可能でしょうか。	可能です。	7月21日
233	事業者募集に関する資料 5ページ 第1章7(4)	熊沢山エリアの再整備提案に、名古屋市で取り組む竜ヶ池の再生整備の内容が大きく係わってきますので、詳細の開示をご検討いただきたく存じます。	竜ヶ池周辺の再整備計画の詳細は検討中のため、現在お示しできる資料はございません。	7月21日
234	別添2-1 23ページ 3(1)	整備対象区域の土壌汚染の事前調査は必要でしょうか。また、調査を実施した結果、土壌汚染が発見された場合、土壌汚染対策費用は貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	整備区域において必要な調査は市との協議の上、整備運営事業者の判断で実施してください。土壌汚染が発見された場合、対応も含めて協議になりますが、対策に係る費用は原則本市負担となります。	7月21日
235	別添2-1 9ページ 2(2)エ	単独で屋外に設置する自動販売機の設置台数の制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	設置台数の上限は定めていませんが、市公会堂や既設飲食店に設置された自動販売機との競合の回避や景観の配慮などを考慮する必要があり、提案された設置箇所や台数すべてが許可されることを保証するものではありません。	7月21日